

本日の会議に付した事件

平成25年第4回山元町議会定例会（第1日目）

平成25年12月5日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第21号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第22号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 6 報告第23号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 7 報告第24号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 8 議案第95号 山元町水産業共同利用施設設置条例
- 日程第 9 請願第 4号 坂元字道合地区における排水対策に関する請願

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）2番岩佐哲也君から本日の会議を欠席、また4番菊地八朗から本日の会議を遅参する旨の届け出があります。

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、10番岩佐 隆君、11番伊藤隆幸君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

会期日程（案）、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

12月5日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

12月6日、金曜日、12月7日、土曜日、12月8日、日曜日、休会。

12月9日、月曜日、常任委員会。

12月10日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月11日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月12日、木曜日、常任委員会。

12月13日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

議長諸報告、1. 議会閉会中の動向。

9月25日から26日、宮城県町村議会議長研修が加美町で開催され、出席しました。

10月2日から4日、亘理地方町議会議長会正副議長職員研修のため、北海道鹿追町及び幕別町を訪れました。

10月8日、茨城県笠間市議会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

10月17日、長崎県島原市議会議長が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

10月18日、宮城県町村議会議長会理事会が仙台市で開催され、出席しました。

10月21日、千葉県白子町議会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

10月21日から22日、議会広報常任委員会が視察研修のため、宮城県美里町及び山形県庄内町を訪れました。

10月23日、愛媛県西予市議会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

10月29日、亘理名取市町議会連絡協議会県議会議員との行政懇談会が亘理町で開催され、正副議長が出席しました。

11月5日から6日、南部議長会常任委員長研修が蔵王町で開催され、出席しました。

11月7日、宮城県町村議会議長会理事会が仙台市で開催され、出席しました。

同日、宮城県町村議会議長会広報研修会が仙台市で開催され、議員6人が出席しました。

11月12日、愛知県安城市議会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

11月13日から14日、全国町村議会議長大会が東京都で開催され、出席しました。

11月16日から17日、議会報告会を下郷区公会堂ほか3か所で開催しました。

11月25日、宮城県町村議会議長会で県知事及び県議会議長へ要望書を提出しました。

11月27日、第15回新地町・山元町議会議員交流会が開催されました。

11月28日、亘理地方町議会議長会定例会が開催され、出席しました。

同日、南部議長会議が大河原町で開催され、出席しました。

11月29日、宮城県町村議会議長会理事会が仙台市で開催され、出席しました。

総務民生常任委員会、10月28日委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、10月30日、11月20日、委員会が開かれました。

議会広報常任委員会、10月11日、23日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、12月2日、委員会が開かれました。

裏面をお開きください。

東日本大震災災害対策調査特別委員会、9月25日、10月29日、委員会が開かれました。

全員協議会、11月6日、11月27日、12月2日、協議会が開かれました。

2. 請願・陳情の受理。請願1件、陳情1件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。当局から議案等14件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果の報告が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

5. 説明員の出席要求。本定例会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

6. その他特に報告すべき事項。当局から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）ここで、代表監査委員に異動がありましたので、紹介をいたします。

紹介は、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、改めましてご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

先の第3回山元町議会定例会におきまして信任同意を賜り、代表監査委員に就任されました淀川 昭さんでございます。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。皆さん、おはようございます。淀川でございます。

いろいろとまどってはおりますけれども、民間で経験したことを町の監査に役立てればと思っ一生涯懸命頑張りたいというふうに思います。どうぞ、よろしくお願い致します。以上です。

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。この際、今定例会に提出された議案等14件を山元町議会先例第67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成25年第4回山元町議会定例会が開催され、平成25年度補正予算案を初め各種提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動きと各議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、先月23日に互理山元商工会との共催により開催いたしました「心をひとつに。第3回山元町ふれあい産業祭」は、本町への職員派遣をはじめ物心両面にわたり大変心強いご支援をいただいております全国26の自治体に加え、民間企業12社から協賛をいただき、大盛況のうちに幕を閉じることができました。来場者数についても昨年度より約8,000人多い3万2,000人を数えるなど、平成23年度の第1回、昨年度の第2回と回を重ねるごとに増加しておりますことは、生産者を初め関係機関の皆様

と一体となって築き上げてきたおもてなしの心が震災を契機としたきずなでさらに高まり、結実したものと受け止めております。

改めて関係各位の心温まるご支援とご協力に心から感謝を申し上げます。そして、これから旬を迎えるリンゴやホッキ貝、さらに先日完成したイチゴ選果場から本格的に出荷が開始されたイチゴといった我が町を代表する3大ブランドをはじめとした産業振興につきましてもさらなる振興発展に向けた取り組みを引き続き展開してまいります。

次に、東日本大震災からの復興再生の状況についてご報告申し上げます。まず、市街地形成の核となる新駅を中心とした新山下駅周辺地区における災害公営住宅の建築状況についてですが、年度当初においては既に完成している第1期分の26戸、第2期分の24戸に加え、12月末完成予定の25戸を追加し、合計75戸の年内完成を目標として事業を進めてまいりましたが、作業員の不足等によって事業に遅れが生じており、今年度中に75戸が完成する運びとなっております。現在、新山下駅及び新坂元駅周辺地区の新市街地の機能を充実されるため、各施設用地の配置等を見直す都市計画の変更手続を進めているところでございますが、新市街地以外への地区における防災集団移転の計画については一定の決断をしなければならない時期と考え、先般、磯、笠野地区の皆様に対しまして独自の防災集団移転をお認めするのは難しい旨、回答させていただいております。

これは、新市街地に移転を希望する方々へ対する最終意向調査による93世帯の減少結果を踏まえた将来の山元町の姿を考慮した苦渋の決断であり、ぜひともご理解いただきますようお願い申し上げます。あわせて、これまで大変なご心配をおかけいたしました議員各位並びに関係者の皆様に対し、心からおわび申し上げる次第であります。また、津波で被災された方々の住宅再建に向けた東日本大震災復興基金交付金の活用による支援策の申請受け付け等についてですが、今月16日から第1種、第2種災害危険区域から既に町内に移転された方々を皮切りに、順次受け付けを開始することとしております。

続きまして、JR常磐線の復旧事業関係についてですが、先月11日には亘理山元商工会山元事務所の西隣に建設されたJR東日本の現地事務所において、常磐復興工事区の開区式がとり行われており、早期復旧、全線開通という悲願達成に向け、さらなる進捗が期待されるところであります。なお、現時点におけるJR常磐線の用地取得に係る合意率に関しましては、11月末現在で約7割に近い合意率となっており、多くの地権者の方々からご理解とご協力をいただきながら順調に用地取得に向けた交渉業務を展開していると伺っております。

次に、沿岸部の農地をはじめとした土地利用の進捗状況についてですが、東部地区農地整備事業については、先月9日から29日の21日間に各地区を代表する推進委員とともに、農用地に係る同意徴集実施したところであります。同意率につきましては現在とりまとめ中ではございますが、目標の95パーセントの同意率に対し52パーセント程度にとどまっておりますことから、今後も権利者の方々に対して情報提供を行いながら継続して事業への理解を深めるとともに、関係機関との連携を図り事業の実施に向け取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、沿岸部における防潮堤整備事業並びに海岸防潮林復旧事業の進捗状況についてですが、流出した防潮堤の整備状況については全面護岸により強固な堤防を構築すべく、

全ての防潮堤をT P（標高）7.2メートルまでかさ上げし、今年度末においては町内総延長の約8割が完成する見込みであり、平成28年3月の整備完了を目指し順調に工事が進められている状況であります。また、海岸防潮林復旧事業につきましても、現在牛橋地区の28ヘクタールで盛り土工事が施工されており、防潮林、公園及び避難施設としての築山等の減災効果を持つ防災緑地との一体的な整備による沿岸部における効率的かつ効果的な土地利用を進めているところであります。

次に、災害廃棄物の処理についてですが、集積した震災瓦れきについての焼却処理は年内にも終了する見込みとなっており、年明けからは2次処理プラントの解体を進め、今年度中の処理完了に向け鋭意取り組みを進めているところであります。

次に、我が町が震災の記憶や教訓の伝承、さらには防災教育の拠点に位置づけ、震災遺構として保存を検討している旧中浜小学校についてですが、先月16日に根本復興大臣が国による震災遺構の支援に関する視察先として訪れており、復興庁の記者発表資料にも取り上げられているところであります。今後、震災遺構のあり方についての検討会を設置し、方向性を定めたいと考えておりますが、震災遺構の保存にかかる費用負担については初期整備費用のみならず、国による維持管理費支援等の必要性を強く要請しているところであり、今後も引き続き粘り強い活動を続けてまいり所存であります。

次に、震災により被災した坂元小学校講堂の改築工事についてであります。かつて仙南一と称された旧講堂のルネサンス風の斬新な外壁デザインを残しながらも、震災の経験を生かし避難所機能を兼ね備えた屋内運動場としての改築に着手しており、今年度の坂元小学校の卒業式は新たな屋内運動場でとり行うべく早期完成を目指しているところであります。また、震災の影響により活動施設が減少したことから、ご要望がありました子育てサークルの活動支援施設の整備についてですが、以前浅生原内手仮設住宅団地内に整備されておりました仮設の歯科診療所を改装し、先月上旬からは子育てサークルの活動拠点等となる施設として活用されているところであります。さらに、旧町民プールの跡地を利用した広場の整備につきましても、年度内の完成を目指しており子供たちの成長とコミュニティの復興再生を地域社会で支えていく取り組みを引き続き推進してまいり所存であります。

最後に、各種復興再生関連事業が本格化している状況において、これらの膨大な事務事業を支えるマンパワーの確保のため、継続的な人的支援の要請並びに全国の各自治体へ新たな人的支援の働きかけを継続して行っているところでありますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、最近の町政執行に関する主な施策や取り組みについてご報告申し上げます。今後とも復興再生へ向け全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第21号ないし第24号までの専決処分の報告については、工事請負契約の変更に関する専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

次に、予算以外の議決議案についてご説明申し上げます。

議案第95号山元町水産業共同利用施設設置条例については、施設の設置と管理に関

する条例を制定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号山元町町税条例の一部を改正する条例については、被災事業用施設の再建に係る固定資産税の減免措置を講じるための条例を改正するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第97号ないし第100号までの各種条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、保険料及び使用料等に関する延滞金の特例基準割合を見直すための条例改正に当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第101号平成25年度山元町一般会計補正予算（第6号）案についてご説明申し上げます。初めに、一般会計の各款に計上しております人件費につきましては、9月1日以降の人事異動等に係る調整額を措置しておりますので、これら以外の主な補正予算の内容についてご説明申し上げます。歳出予算の総務費では、財産管理費において庁舎建設に係る基本構想の策定委託料の追加措置や、震災復興交付金事業の第7回申請に伴う内示を受けたことによる積立金を増額措置するとともに、津波被災住宅再建分としての東日本大震災復興基金交付金の交付決定に伴う積立金を増額措置するものであります。また、総務管理復興推進費においては、災害対策用FMりんごラジオ局のユニットハウス増設費等の追加措置、また賦課徴収費においては納税の利便性を向上させるため平成26年度から実施予定としております全国のコンビニエンスストアでの納税対応に向けた諸経費について追加措置するものであります。

次に、民生費では児童福祉総務費において子ども子育て支援制度に関するシステム導入費用を追加措置するものであります。次に、衛生費では災害廃棄物処理事業費において環境省の査定に伴い土砂運搬料等の事業費が確定したことによる減額措置をするものであり、上水道復興推進費及び清掃復興推進費においては新市街地整備事業の予算の組み替えに伴う水道施設整備費用の減額措置並びに磯、中浜農業集落排水の管路被災に伴う代替浄化槽の整備費用を追加措置するものであります。

次に、農林水産業費では農業振興費において夢いちごの郷直売所のユニットハウスの増設等に係る費用を追加措置し、農地費においてはことしの5月から7月中旬までの渇水対策に関する我が町独自の支援策として互理土地改良区等に対しての用水対策費補助金を措置するものであります。また、農業復興推進費においてJAみやぎ互理が事業主体となって取り組む野菜生産資材等の導入事業に対する補助金を追加措置するものであり、農地復興推進費においては東部地区農地整備事業にかかる宮城県への負担金を追加措置するものであります。

次に、土木費では道路新設改良費において地域の元気臨時交付金の交付決定に伴い山崎堤から鷺足児童公園まで通ずる町道鷺足山崎北線の舗装及び坂元小学校の北門から西側を通る町道下郷館下南線の道路改良工事費を追加措置するものであり、久保間農村公園から中山区に通ずる町道久保間中山線の側溝改良工事費については常磐自動車道建設に伴い追加措置するものであります。また、道路橋梁復興推進費、公営住宅建築事業費及び都市計画復興推進費においては復興交付金の内示等に伴い新市街地設計施工一括発注事業に係る関連経費の増減措置に加え、避難路の道路整備事業費として磯浜漁港から社台ファーム付近まで通ずる上平磯線並びに山下駅南の月見橋の東からメモリアルテラシマ本館付近まで通ずる浅生原笠野線の用地購入費を追加措置するものであり、あわせ

て旧中浜小学校の震災遺構としての保存に係る調査費用についてもそれぞれ追加措置するものであります。下水道復興推進費においては、被災した下水道管渠の再調査費用の追加措置並びに宮城病院周辺地区に関する下水道区域の見直し調査に要する経費を追加措置するものであります。

次に、教育費では文化財保護費において鷺足館跡の範囲内における土砂採取事業に伴う発掘調査に要する経費を追加措置するものであります。次に、災害復旧費では台風18号により被災した町道、河川及び農業施設の災害復旧工事費等を追加措置するものであり、公立学校施設災害復旧費において平成28年度の再開に向けた山下第二小学校新築復旧事業の実施に伴う学校用地の取得、造成費用並びに基本設計、実施設計の業務委託料等を追加措置するものであります。また、諸支出金では災害援護資金貸付金の繰り上げ償還に伴う県への償還金を追加措置するものであります。

最後に、債務負担行為の追加については山下第二小学校新築復旧事業に伴う用地造成等に要する経費や、旧中浜小学校の震災遺構としての保存に関する調査事業及び新市街地整備に係る水道施設整備事業に関する経費について、期間及び限度額を定めるものであり、給与計算等業務委託、派遣職員宿舍借上料及び源泉徴収管理システム業務に要する経費ほか、19件については平成26年4月1日の業務開始に向け平成25年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。なお、債務負担行為の変更については、新市街地設計施工一括発注事業の予算の組み替えに伴う新市街地整備に係る造成工事等に要する経費の限度額を変更するものであります。

ただいまご説明申し上げました歳出予算に見合う財源としては、震災復興特別交付税の減額措置及び国県支出金を増額措置するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約5億7,000万円を増額し、総額548億8,000万円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計補正予算案についてご説明を申し上げます。

議案第102号平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。歳出予算のうち、総務管理費において職員手当を増額措置するものであります。以上、歳出予算に見合う財源としては一般会計繰入金を増額し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ23万円を増額し、総額13億2,000万円余とするものであります。

議案第103号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）案についてご説明申し上げます。資本的収入及び支出では、新市街地における水道施設整備の事業進捗にあわせて債務負担行為を含めた予算の組み替えを行い、当該事業に係る工事負担金及び支出に見合う財源の調整を行い、減額するものであります。また、債務負担行為については公用車リース及び新市街地の設計施工一括発注事業の予算組み替えに伴い水道施設整備事業に関する経費の期間及び限度額を定めるものであります。今回の補正額は資本的収入を約2億6,000万円減額し、総額4億9,000万円余に、資本的支出を約2億6,000万円減額し、総額6億3,000万円余とするものであります。

議案第104号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）案についてご説明申し上げます。資本的収入及び支出では新市街地として整備する宮城病院周辺を下水道区域に追加する経費、下水道管渠の地震被害調査費及び水道事業会計同様に新市街

地における下水道施設整備の事業進捗にあわせて債務負担行為を含めた予算の組み替えを行い、当該事業に係る工事負担金を減額するとともに、支出に見合う財源の調整を行うものであります。また、債務負担行為については平成26年4月から施設の維持管理等を開始するに当たり事前に契約行為が必要となる業務及び新市街地の設計施工一括発注事業の予算の組み替えに伴い下水道施設整備事業に要する経費について、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。今回の補正額は資本的収入を約1億3,000万円減額し、総額12億5,000万円余に、資本的支出を約1億3,000万円減額し、総額16億4,000万円余とするものであります。

以上、平成25年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせますのでよろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第21号から日程第5．報告第22号を一括議題とします。

本案について、報告を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、報告第21号、報告第22号の2件を一括してご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方自治法の規定によりまして町長の専決処分事項と指定された範囲内においてそれぞれ工事の請負契約について変更契約を締結いたしましたことから、報告するものであります。

まず、報告第21号につきましてお手元の配布資料No.1でご説明申し上げます。21号につきましては25年度で施工しておりますいちご団地第1、第2団地におけるハウス等施設建設の施工において、現地調査の結果、施工方法に一部変更が生じたため変更契約を締結したものであります。専決処分日につきましては平成25年10月21日付であります。まず契約の目的であります。平成25年度産振農復請1号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第1、第2団地）であります。2番、契約の相手方でございますが、愛知県豊橋市のイングロ農材株式会社であります。3番、契約金額であります。原契約が消費税含む額といたしまして6億2,265万円でありましたものを、消費税込みで6億2,517万円に変更するものであります。増額が252万円、これも消費税含む額でございます。4番、工事の場所でございますが、山元町の牛橋が第1団地、それから花釜が第2団地内外であります。

5、工事の概要であります。変更分のみであります。1といたしまして大型鉄骨ハウスの基礎工の置きかえ工、これは碎石による基礎コンクリートの下の置きかえであります。当初ボリュームがVイコール251.2立方メートルだったものを、変更といたしまして129.3立方メートルに121.9立方メートル減したものであります。それから2番目といたしまして、同じこの基礎工を置きかえの碎石工からセメント安定処理の地盤改良工に変更してございます。当初、Lイコール562.97メートルをLイコール1,078.1メートルに515.13メートルの増ということでございます。工期につきましては、6番でございますが、本年8月10日から来年の3月20日までということで、工期の変更はございません。

変更理由といたしましては、7でございますけれども、栽培棟の基礎工において当初設計において概算によって基礎地盤の改良工を計上しておりましたが、実施に当たりまして栽培棟の建設箇所を特定いたしまして詳細調査いたしましたところ、その箇所ごとに工法ごとの数量の変動及び工法の変更の必要が生じたものであります。

次の2枚目をおめくりいただくと、まず第1団地の位置をお示しをしております。この中で山元インターから東に下った周辺に第1団地を形成しておりますけれども、この中で黄色で色づけしております⑤、⑦、⑫の3か所について大型鉄骨ハウスの全部で4棟でございます。下に表がございますけれども、この4棟について基礎の総戸数が617戸でございます。これを置きかえ工につきましては今申し上げましたように、第1団地については砕石工が92.7立方メートル減であります。それから地盤改良工が335.45メートルの増ということになります。

それから次のページでございますが、第2団地であります。第2団地につきましては、これは山下のたけだ魚屋さんから東に下って早坂商店さんまでの間に第2団地を形成しておりますけれども、黄色で着色している②、⑧、⑩の3か所で大型鉄骨ハウス3棟が変更の対象になっております。総基礎戸数が393戸ございまして、これを砕石分を29.2立方メートル、それから地盤改良工を179.68メートル増するということでの変更であります。

次のページでございますが、この基礎の標準施工図をお示ししております。今回のこの標準図でご説明申し上げますと、この図面の右側に置きかえ工、F1、F2タイプ、それから地盤改良工F1、F2タイプというふうに記載してございますが置きかえ工は大型鉄骨ハウスの柱を受けるコンクリートの基礎の下に砕石を敷くものが置きかえ工、それからその下にさらに現地の地盤にあう土とセメントを混合して柱のようなものをつくって基礎を支えるという工法の2種類ありますけれども、今回現地盤からこの図面でいきますとT字型になっている地盤のところから1メートルより深いところについてはセメント安定処理の地盤改良工で実施したほうが施工性も経済性も高いというようなことで、場所的には置きかえ工で済むとみていたところが地盤が悪かったり、あるいは地盤が悪いとみていた場所が逆に地盤が固くてそんなに深く改良工をする必要がないというようなところが何か所か出てきておりまして、その境を1メートルということで、1メートルより深い場合にはセメント安定処理、浅い場合には置きかえ工の砕石ということでの変更をしたものであります。

以上が21号でございます。

次に、22号につきまして配布資料のNo.2でご説明を申し上げます。同じく、いちご団地の第3団地、第4団地について現地調査の結果、施工方法に変更が生じたため変更契約を締結したものであります。本件につきましては、専決処分日は平成25年10月29日であります。1、契約の目的につきましては平成25年度産振農復請2号山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第3、第4団地）であります。2、契約の相手方は東京都荒川区の井関農機株式会社東北支社事務所であります。3、契約金額であります。原契約が14億9,310万円（消費税込む）の額を14億9,572万5,000円に変更したものでございます。増額が262万5,000円の増であります。

4、工事の場所でございますが、山元町笠野、これが第3団地、それから新浜が第4団地であります。5の工事の概要、変更分でございますが、これも21号と同じように大型

鉄骨ハウス基礎工の置きかえ工と地盤改良工の変更であります。置きかえ工につきましては、当初552.97立方メートルだったものを198.95立方メートル減をいたしまして354.02立方メートルに減したものであります。これにかわって地盤改良工2番といたしまして当初1,523.67メートルを456.18メートル増いたしまして1,979.85メートルに変更したものであります。工期につきましては25年8月10日から来年3月20日までの変更はございません。変更理由につきましては、21号と同じであります。

次のページ、めくっていただきまして第3団地の位置図であります。場所的には役場の東から下って清掃センターのどちらかというところを北側を中心に形成しているのが第3団地であります。この中で黄色で着色している④、⑥、⑦、⑨、⑪の4か所について、大型鉄骨ハウスを、下の表にありますが、10棟対象としております。総基礎数が1,253個であります。第3団地については置きかえ工が212.4立方メートル減、改良工が246.2メートルの増であります。

次が第4団地であります。これは宮城病院から東に下がった新浜地区の旧JR線より西側に形成している第4団地であります。変更箇所、黄色で着色している①、⑤、⑥、⑧の箇所の下の方でございますけれども、大型鉄骨ハウス棟8棟で、総基礎数が1,166個であります。置きかえ砕石が13.45立方メートル増、それから地盤改良工が209.98メートルの増という内容であります。

次のページが、同じように標準施工図でございますが、21号と同じように1メートルを境に変更をしております。

以上、ご説明を申し上げて報告とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第21号、報告第22号専決処分の報告についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第6. 報告第23号から日程第7. 報告第24号を一括議題とします。

本案について、報告を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、報告第23号、報告第24号、2件を一括してご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましても、21号、22号と同じく地方自治法の規定によりまして専決処分したものであります。

まず、報告第23号につきましては、お手元の配布資料No.3でご説明申し上げます。今回の変更の対象につきましては、乾燥調整施設、ミニライスセンターを建設しておりますが、1工区における乾燥調整施設を3か所建設しておりますが、そのうちの2か所について、現地調査の結果、施工方法に一部の変更が生じたため変更契約を締結したものであります。専決処分日につきましては平成25年11月5日でございます。

まず、1契約の目的であります。平成25年度産振農復請3号山元町乾燥調整施設建設工事であります。1工区。2契約の相手方ではありますが、亘理町の株式会社阿部工務店であります。3契約の金額ではありますが、原契約が8,242万5,000円、消費税含む額でございますけれども、29万6,100円を減額いたしまして8,212万8,900円としたものでございます。工事の場所については山寺地区内外で3か所になるうちの2か所であります。5番工事の概要、変更分ではありますが、これにつきまして基礎工の変更と、それから同じように柱状改良工といいまして基礎工のセメント安

定処理の変更であります。置きかえ工につきましては、当初が2か所で392立方メートルであったものを、変更でゼロ。それから柱状改良を当初ゼロだったものを変更で53.2メートルの増にしたものであります。6工期につきましては平成25年9月19日から来年の2月14日までということで変更はございません。

7変更理由であります。鉄骨柱の基礎工について当初設計において砕石による置きかえ工を計上しておりましたが、実施に当たりまして建設箇所を特定いたしまして、詳細の調査、試掘を実施しましたところ、工法変更の必要が生じたものであります。現地で非常に地下水が高く、砕石による掘削で必要厚さを確保することが非常に困難ということで、現地の土とセメントを混合して柱をつくる柱状改良工に変更したものであります。

次のページ、ご覧いただきますと位置図であります。今回変更した場所については3か所のうちの下から北泥沼地内のその3、それから花釜の畑合地内のその2であります。次のページをお開きいただきますと、変更の詳細でございますが、変更前につきましては基礎の敷設図の中でライスセンターの鉄骨の柱の基礎になる部分、この部分が14か所ほどございますけれども、ここに先ほどのいちごハウスと同じでございますけれども、基礎のコンクリートのブロックを置いて、その上に柱を乗せることとなりますが、その荷重を支えるために柱の下に砕石の置きかえでの置きかえ工を当初設計で見込んでおりましたが、下の図のようにセメントの安定処理をもって柱のタイプに切りかえるという変更であります。その3、その2、それぞれ211、181立方メートルの砕石の変更をしまして、その2、その3で26.6メートルそれぞれ増という内容であります。これにつきましては、一応深さをこちらと同じように約1メートル95センチメートルまでを改良工の実施ということでの切りかえにしております。

以上が23号であります。

次に、報告24号につきましては、No.4でご説明申し上げます。本件につきましても、同じように変更をしたものであります。専決処分日については同じく25年11月5日であります。1契約の目的であります。平成25年度産振農復請4号山元町乾燥調整施設建設工事（2工区）であります。2契約の相手方は、柴田郡村田町の株式会社今野建設であります。3契約の金額であります。原契約8,757万円、消費税含む額に対して25万5,150円の増で変更額8,782万5,150円と変更したものでございます。工事の場所については坂元地内になります。

5番工事の概要であります。これも同じように基礎の置きかえ工を150立方メートル減をいたしまして、基礎、同じ柱状改良工を26.6メートル増したものであります。6工期につきましては、25年9月19日から来年2月14日までで変更はございません。それから変更の内容でございますが、23号と同じように現地調査の結果、地下水が高いため施工性からセメントの混合による柱状改良工法へ変更したものであります。この24号につきましては、次のページをお開きいただきますと、3か所、中浜、磯2か所の計3か所ありますが、そのうちの磯区のその1の1か所を変更といたしております。

次のページであります。詳細図でありますけれども、同じように基礎敷設図で表示しておりますけれども、23号と同じく14か所の基礎の下にある砕石を150立方メートル減をいたしまして、柱状改良工26.6メートルに変更という内容であります。

以上、報告といたします。

議長（阿部 均君）報告第23号、報告第24号専決処分の報告についてを終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第8、議案第95号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第95号山元町水産業共同利用施設設置条例についてご説明申し上げます。お手元の配布資料No.5をもってご説明申し上げます。

本件につきましては、磯浜漁港におきまして水産物荷捌所及び共同利用漁具倉庫をただいま建設中ではありますが、来年2月、年度内中に施設が完成することから、施設を設置管理するための条例を地方自治法に基づき提案するものでございます。

まず、1といたしまして制定の内容でございますが、設置及び名称ということで、今回につきましては復旧させる荷捌所、それから新設させる共同漁具倉庫を対象としております。場所につきましては、磯浜漁港の中の浜2番地11という地番のところに建設中のものであります。それから次に町長の管理及び施設管理者が行う管理ということで、指定管理を前提とした規定を制定をしていくものであります。それから指定管理者の選定方法、それから指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準等につきまして、地方自治法の規定によりまして指定管理者に管理委託する場合に必要な条項を定めるものであります。あわせて、使用の許可等、それから使用料、それから指定管理者が定める使用料の限度額ということで今回定める内容を提案しております。今回につきましては、既定の山元町農水産物荷捌所設置条例というのがございます。今回、同じ隣接をして複数の施設を設置いたしますので、一元的に管理できるよう、この条例を廃止いたしまして新たに複数の管理が可能な条例を新条例を提案するものであります。

2として、施工日につきましては交付日の施工であります。3その他であります、施設の概要につきましては、①名称、山元町水産物荷捌所原形復旧、それから構造であります、鉄骨造平屋建てで床面積が203平方メートルに下屋、屋内的用途に供する部分64平方メートルを加えますと267平方メートルになります。それから2番目に山元町共同利用漁具倉庫、これは新設になりますが、構造は同じく鉄骨造の平屋建てで、床面積については162平方メートル、10室になります。これにつきましては次のページに位置図、配置図をお示ししておりますが、赤でお示ししているのが水産物の荷捌所、それから黄色でお示ししているのが漁具倉庫でございます。次のページが荷捌所の平面・断面図であります。それから次のページが共同利用の漁具倉庫でございます。長屋タイプで10室あるという内容でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議題となっております議案第95号については山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第95号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第9. 請願第4号を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨説明を求めます。5番竹内和彦君、登壇願います。

5番（竹内和彦君）はい、議長。

坂元道合地区における排水対策に関する請願について、朗読をもって請願の説明とさせていただきます。

件名、坂元字道合地区における排水対策に関する請願。

本件に係る要旨、坂元地区は従来より地理的条件に加え排水等の整備も十分ではなく、これまでもたびたび集中的豪雨等により床上・床下浸水に見舞われてきました。今回、請願の道合地区も同様な被害を受けてきている地区であります。坂元地区唯一の内科、歯科診療所、薬局が集中して存在する地域であります。坂元地区住民にとっては安心して診療が受けられるかけがえのない地域になっております。請願の理由として、この地域の医療機関集積の特殊性から他の地域に優先して排水対策を講じられるよう、請願いたします。

以上により、同地域の排水対策は坂元地区住民の喫緊の請願事項であり、地方自治法第124条の規定により請願するものであります。

平成25年12月2日

請願提出代表者 亘理郡山元町坂元字並松44番地 町区長 柴田秀一

以上であります。

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。本請願については山元町議会会議規則第91条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、請願第4号については、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査に付す

ることに決定いたしました。

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月10日午前10時開議であります。

ご苦労さまでした。

午前11時20分 散 会
